



地域安全対策ニュース



平成28年10月20日

愛知県警察本部
生活安全総務課

「宅配便で現金を送れ」は詐欺！



注意

コンビニエンスストアで現金を送る被害が発生！

【送付型被害】・・・要求の現金を宅配便で指定した場所に送付させます。

中でも、架空請求詐欺被害で、現金を送付するよう指示されるケースが多く発生しています。

- 証券会社等を名乗る者から株や社債を購入するために「あなたが権利を持っているので、その**名義を貸してほしい**。」などと説明し、
- その後、「**名義貸しは犯罪**」などと不安を煽り、トラブル解決のための費用等を要求する。

手口です。

犯人は、現金を送る方法として、

- **宅配便で現金を送って。**
- **品名欄には「衣類」や「書籍」と書いて。**

等と指示し、コンビニエンスストアの窓口から送らせます。



- ◆ **送り先は関東圏(東京等)ではないですか？**
- ◆ **品名に「衣類」や「書籍」等と記載するように言われていませんか？**